

静岡県告示第262号

建築基準法第22条第1項の規定による区域の指定（昭和50年静岡県告示第294号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

静岡県知事 鈴木 康 友

「建築基準法第6条第1項第4号」を「建築基準法第6条第1項第3号」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。